

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年7月3日（金）

10：02～10：18

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

森まさこ 国務大臣（法務大臣）

茂木敏充 国務大臣（外務大臣）

萩生田光一 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国務大臣（農林水産大臣）

梶山弘志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

田中和徳 国務大臣（復興大臣）

武田良太 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

岡田直樹 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

○政令 6件

○人事 1件

○報告 1件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「タンザニア国」及び「アゼルバイジャン国」駐日特命全権大使の接受に御裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、8日、信任状捧呈の予定であります。次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「サンマリノ国」及び「マルタ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」は、新型コロナウイルス感染症の影響により我が国産業の国際競争力の維持に著しい支障が生じていることに鑑み、当分の間、同銀行が、開発途上地域以外の地域において一定の投資金融業務を行うことができることとするものであります。

次に、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令」は、新たに10種の物質を麻薬に、1種の物質を向精神薬に、それぞれ指定するものであり、「覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令」は、新たに1種の物質を覚醒剤原料に指定するものであります。

次に、「雇用保険法等の一部改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」は、複数事業労働者の労災保険給付について、同一の事由により支給される他の給付との間で必要な併給調整等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「漁業法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年12月1日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、年次漁獲割当量の通知を発する際に通知を受けるべき者の同意に関する手続を定める等、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。松木洋三外140名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、地方制度調査会答申「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等」について、御報告があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

○菅国務大臣：次に、総務大臣から御発言がございます。

○高市国務大臣：第32次地方制度調査会は、6月26日、内閣総理大臣に対して「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」を行いました。

本答申は、2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するという観点から、必要な地方行政体制のあり方として、①地方行政のデジタル化、②公共私連携、③地方公共団体の広域連携、④地方議会について取りまとめを行ったものです。

総務省としては、今回の答申の趣旨を最大限尊重し、今後、実効ある方策を講じてまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

北村大臣から御発言がございます。

○北村国務大臣：地方分権改革の提案募集については、今年も250件を超える提案を地方から頂きました。現在、関係府省に対し、これらの提案に関する検討要請を行っているところです。今後、地方分権改革有識者会議における議論、関係府省との調整を進め、政府としての対応方針を年末までに決定し、法令改正等所要の措置を講ずることとしたいと考えております。

政府としては、地方分権を推進する立場から、地方からの提案をいかにして実現するかという姿勢を基本に取り組み、仮に実現困難な部分がある場合にも、その理由を、制度を所管する各府省が具体的な根拠を示して明確かつ迅速に説明し、また、現行規定で対応可能という場合にも、どうすればできるのかを通知等で具体的かつ丁寧を示すことにより、地方側の納得を得る必要があります。

関係閣僚におかれては、提案の最大限の実現へ向け、地方からの提案を自ら御確認いただき、検討に当たって強力なリーダーシップを発揮していただきますようお願いいたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔令和2年
7月3日〕 (金)

◎一般案件

資料なし

- ☆タンザニア国特命全権大使フセイン・アスマン・カタンガ外1名の接受について(決定)(外務省)
- 〃 ☆サンマリノ国及びマルタ国駐箚特命全権大使大江博に交付すべき信任状及び前任特命全権大使片上慶一の解任状につき認証を仰ぐことについて(決定)(同上)

◎政令

資料あり

- 〇株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令(決定)(財務省)
- 〃 〇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(決定)(厚生労働省)
- 〃 〇覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令(決定)(同上)
- 〃 〇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(決定)(厚生労働・財務省)
- 〃 〇漁業法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令(決定)(農林水産省)
- 〃 〇漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(決定)(農林水産省・金融庁)

◎人事

資料あり

- ☆元運輸事務官松木洋三外140名の叙位又は叙勲について(決定)

◎報告

資料あり

- ☆2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する地方制度調査会の答申について(内閣府本府)

◎配 布
☆労働力調査報告

(総務省)

[○署名あり ☆署名なし]